

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条	一	○福島県介護保険法施行条例の一部 を改正する条	三
○県議会の議員の議員報酬等に関す る条例の一部を改正する条	二	○福島県食品衛生法施行条例の一部 を改正する条	四
○職員の自己啓発等休業に関する条 例の一部を改正する条	二	○福島県立高等学校条例の一部を改 正する条	四
○一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律等の施行に伴う関係条 例の整備に関する条	二	○福島県道路交通法関係手数料条例 の一部を改正する条	四

条 例

福島県条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県条例第六十七号

福島県条例の一部を改正する条例

福島県条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第二十六条の三 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一百三十二条に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、施行令第七条の十七各号に掲げるもの

三 所得税法第七十八条第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三号及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち次に掲げる寄附金

ア 県内に事務所を有する法人若しくは団体又は公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条の公益信託のうち、同法第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けたものに対する寄附金

イ 県が出資する県内に事務所を有しない法人又は団体に対する寄附金

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人又は団体に対する当該法人又は団体の主たる目的である業務に関連する寄附金で規則で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一 当該納税義務者が第二十六条第二項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る法第三十七条第一号イに掲げる金額(以下この項に

において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第二十六条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）
ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第六十八号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「委員会」の下に「に出席するため若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項の規定による議会の審査若しくは議会の運営に関する協議若しくは調整を行うための場」を加える。

第五条の二第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第六十九号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第七十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（福島県条例の一部改正）

第一条 福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第六号中「社団法人全国保健センター連合会」の下に「（昭和三十九年一月三十日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同項第七号中「社団法人福島県交通安全協会」の下に「（昭和三十八年十一月二十九日に社団法人福島県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年福島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（福島県警察職員定数条例の一部改正）

第三条 福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法的

人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県立自然公園条例の一部改正)

第四条 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(福島県職員定数条例の一部改正)

第五条 福島県職員定数条例(昭和三十六年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県企業局職員定数条例の一部改正)

第六条 福島県企業局職員定数条例(昭和四十四年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第七条 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県教育関係職員定数条例の一部改正)

第八条 福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第九条 福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表設立又は合併の認証を受けた場合の項中「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項の財産目録」を削る。

第十条第二項中「第四十条で準用する民法第七十七条第二項」を「第二十一条の八」に、「届出書に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書添えて」を「届出書」に改め、同項第二号及び第三号中「就職した」を「就任した」に改める。

第十二条中「第四十条で準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改める。

(福島県医療法施行条例の一部改正)

第十条 福島県医療法施行条例(平成十一年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第五十五条第五項並びに第六十八条において準用する民法(明

治二十九年法律第八十九号)第七十七条第二項及び第八十三条」を「第五十五条第八項、第五十六条の六及び第五十六条の十一」に改め、同条第十五号中「第六十八条において準用する民法第五十七条」を「第四十六条の四第六項」に改める。

(福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十一条 福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第四十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条」を「第三十三条の六」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十二条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分及び第二号並びに同条第三項第一号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(福島県産業支援館条例の一部改正)

第十三条 福島県産業支援館条例(平成十五年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一(一)備考2(1)中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(福島県立病院事業職員定数条例の一部改正)

第十四条 福島県立病院事業職員定数条例(平成十六年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第十五条 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「寄附行為又はこれらに準ずる規約」を「その他の基本約款」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(私学法人課)

福島県条例第七十一号

福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
別表第四号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（環境共生課環境評価景観室）

福島県条例第七十二号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例（平成十一年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表八の項ア中「訪問介護」の下に「及び介護予防訪問介護のうちいずれか一以上の介護サービス」を加え、同項イ中「訪問入浴介護」の下に「及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか一以上の介護サービス」を加え、同項ウ中「訪問看護」の下に「及び介護予防訪問看護のうちいずれか一以上の介護サービス」を加え、同項エ中「訪問リハビリテーション」の下に「及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービス」を加え、同項オ中「通所介護」の下に「、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか一以上の介護サービス」を、「三万二千元」の下に「（当該調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて行う場合にあっては、三万五千元）」を加え、同項カ中「通所リハビリテーション」の下に「及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか一以上の介護サービス」を、「三万二千元」の下に「（当該調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて行う場合にあっては、三万五千元）」を加え、同項キ中「一に係る調査」を、「地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査（当該調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて行う場合を含む。）」に改め、同項ク中「福祉用具貸与」の下に「、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか一以上の介護サービス」を加え、同項コ中「に係る調査」を、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査（オからキまでに掲げる場合を除く。）」に改め、同項サ中「に係る調査」の下に「（当該調査と短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて行う場合を含む。）」を加え、同項シ中「に係る調査」の下に「（当該調査と短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十四条第二号又は第三号に規定する施設（以下「介護療養型医療施設」という。）において

提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて行う場合を含む。）」を加え、同表九の項中「八の項」を「法第十五条の二十九第一項の規定による報告の内容及び八の項」に改め、「調査」の下に「の結果」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第七十三号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項スを次のように改める。
ス 情報の提供等

- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
- (2) 消費者からの健康被害（医師により、当該健康被害が製造、加工若しくは輸入をした食品等に起因する又は起因する疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報及び法に違反する食品等に関する情報を得た場合には、速やかに保健所長へ報告するとともに、適切な措置を講ずること。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第七十四号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中 「福島県立棚倉高等学校 東白川郡棚倉町
福島県立東白川農商高等学校 東白川郡棚倉町」 を「福島県立修明高等学校 東白川郡棚倉町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（学校経営支援課）

福島県条例第七十五号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次

のように改正する。

第四条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「千六百五十円」を「二千円」に改める。

第五条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改める。

第六条第二項中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

第十七条第二項第三号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人」に改める。

第二十一条中「福島県運転適性検査所」を「福島県警察郡山運転免許センター」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は平成二十年十二月一日から、第二十一条の改正規定は公布の日から施行する。

2 改正後の福島県道路交通法関係手数料条例第十七条第二項第三号に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人を含むものとする。

（交通企画課）